

施策1 一人ひとりが尊重される 平和な社会づくり -1-1



現状と課題

一人ひとりが個性と能力を発揮できる基盤づくりのため、あらゆる生活の場面で、互いに違いを認め合い人権を尊重して生きていく社会を築いていく必要があります。

とりわけ、夫婦間の暴力や子ども・高齢者に対する虐待などの家庭内暴力などが顕在化しており、その対応が必要となっています。

また、誰もが暮らしやすい生活環境を創出するため、さまざまな障壁を感じることなく自由に活動できるまちづくりを進める必要があります。

このため、道路・建物などのハード面だけでなく、人々の意識、習慣、制度など、全ての面でバリアフリー¹を進めることが大切になっています。

一方、近年、台風や集中豪雨などによる自然災害の発生や、さまざまな事故・事件等が頻発しており、行政の迅速な対応はもとより、市民による自主的な救援・救助活動や復旧支援活動への協力が重要となっています。

また、被害者やその家族にとっては、身体的・財産的被害に加え、精神的な負担も大きく、これを軽減するためのケアが重要となっています。

施策の方向

一人ひとりの個性と創造性を尊重する社会づくり

さまざまな分野で、一人ひとりの個性が発揮できる基盤づくりを進めるため、学校、地域、職場などのあらゆる場面で、互いの人権を尊重し、個性を認め合うことで生まれる新しい発想が活力につながるよう意識啓発を促進します。

また、ハンディキャップを持つ人が安心して暮らしていける社会づくりのためノーマライゼーション²理念の普及に努めるとともに、援護が必要な方の支援を行います。

自然災害や事故・事件等への対応

自然災害や事故・事件等が発生し、または発生する恐れがある場合は、速やかに初動体制を確立し、適切な対策を迅速に実施できるよう危機管理体制の整備に努めます。

また、犯罪や虐待などによる被害者やその家族を支援するため、関係機関と連携し、救済制度などの広報に努めるとともに、相談機能の充実を促進します。

¹バリアフリー 段差や仕切りをなくすなど高齢者や障害者が日常生活をおくる上で不便な障害となっていること（バリア）を除去（フリー）し、障害者などが安心して暮らせる環境をつくること。

²ノーマライゼーション 障害者や高齢者などを特別視することなく、社会の中で他の人々と同じように共に暮らし、すべての住民が同等の権利を享受できる社会こそがノーマル（普通）であるという福祉の基本的な考え方。

市民に期待する役割

- * 人権の重要性を理解する。
- * 誰もが明るく安心して暮らせるよう地域の生活環境づくりに努める。
- * 災害時等において、救援・救助活動や復旧支援活動に協力する。

施策2 市民主体のまちづくり -1-2



現状と課題

市民の間では、自らの知識や経験を生かし、社会のために貢献したいという意欲や市民公益活動が活発化してきており、今日では新たなまちづくりや、公益サービスの担い手として、期待が高まっています。

特に、福祉や環境などの分野で、ボランティア・NPO³などの市民団体が、それぞれのもつ柔軟性、先駆性、専門性等を生かした公益的な活動を展開しており、これに対する市民の関心も高まりつつあります。

このことから、新しい公益的サービスの担い手としての市民団体を支援するとともに、市民団体と行政がさまざまな分野においてそれぞれの特性を活かしつつ、お互いに協力関係を保ちながら市民主体のまちづくりを展開していくことが必要となっています。

目標とする指標

指標とその説明	基準数値（年度等）	23年度目標数値	目標設定の考え方
NPO法人の数 認証されたNPO法人の数	78法人 (18年度)	160法人	毎年約15法人の増を目指す。

施策の方向

協働を推進する環境整備 協働意識の醸成

市民や企業、団体などそれぞれが地域の一員として、地域の活性化や福祉の向上、安全の確保など、コミュニティづくりに参画するため、共に学び合う機会の提供に努めます。

また、協働のまちづくりを進めるため、情報の共有化や相互活用による市民参画の推進を図ります。

ボランティア活動の推進

ボランティア情報の収集と発信に努め、市民がボランティア活動に取り組める環境整備に努めるとともに、ボランティアへの関心を

高める啓発活動の展開により新たな担い手の確保に努めます。

また、従来から活動している団体相互の交流活動を通じて、それぞれの個性を生かしながら連携を進めるなど、新しい協働の仕組みづくりに努めます。

市民と行政の協働型事業の展開

市民の公益活動の活性化や地域の課題を行政との協働により解決しようとする意識の向上を図るため、協働型事業を実施するなど、市民主体のまちづくりを推進します。

市政への参画機会の拡大

各種審議会等の委員の公募やパ

³ NPO 政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。特定非営利活動法人、非営利組織、非営利団体(Non Profit Organization)。

ブリックコメント⁴の実施、ワークショップ⁵への参加を推進し、事業の計画段階からの市民参画を推進します。

また、身近な公園や歩道の清掃等の管理を市民とともに行うな

ど、市民の視点から見た行政運営に努めます。

次世代を担う若者の市政への参加意識の醸成を図り、若者の視点からまちづくりを進めていくためのリーダーを養成します。



市民に期待する役割

- * 地域の一員として、それぞれがまちづくりについて学び、考えとともに、地域が一体となって地域づくりに取り組む。
- * 市民は市政の担い手であるという認識を持ち、さまざまな機会を捉えて市政に参画する。
- * 歩道清掃などの身近な地域活動に積極的に参加する。
- * ボランティア活動やイベント等に参加する。

4 パブリックコメント 計画などの策定過程の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的に、計画などの策定段階において、広く市民に対して計画案などを公表し、それに対して提出された意見・情報を考慮して行政の意思決定を行う方法。

5 ワークショップ 所定の課題についての検討会などで、個人の経験や意見・情報などを出し合い、それをグループでまとめることで、集まった人の持っている力を生かして、より創造的に会議を進める方法。

総合計画事業概要

事業名	平成18年度末現況	事業の概要(19~23年度)
公募提案型協働事業	公募提案型による協働事業の実施	事業の継続実施
青年元気塾開催事業	ゼミナールの開催	事業の継続実施
クリーンロード事業	歩道の清掃などのボランティア活動	活動の拡充
公園管理サポート事業 (再掲 Ⅲ-2-2)	公園サポート活動実施公園 2公園	公園サポート活動実施公園 16公園

施策3 男女共同参画の推進 -1-3



現状と課題

一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できるよう、男女が共に協力し合って社会のあらゆる場面で活動する必要があります。

しかしながら、依然として男女の性別での固定的な役割分担意識や、それに基づく社会慣習が根強く残っており、さまざまな分野で女性の登用や参画が十分とはいえない状況にあります。

このことから、男女共同参画に向けたさまざまな施策を総合的に推進し、男女が等しく一人ひとりの個性と能力を発揮できる良好な環境をつくる必要があります。

富山市男女共同参画推進条例7つの理念

1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじましょう。性別による差別的な取扱いを受けることなく、一人ひとりの能力を発揮できる機会を確保していきましょう。

2 社会制度又は慣行についての配慮

「男は仕事、女は家庭」というような固定的な役割などにより、進路や職業など、活動の選択の幅が狭められることのないよう、社会の制度や慣行について考えていきましょう。

3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女は社会の対等なパートナーです。いろいろな方針決定に、企画立案の段階から、男女が共同して積極的に参画するようにしましょう。



4 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が互いに協力し、社会の支援も受け、子育てや介護など、家族としての役割を果たしながら、仕事や学校、地域などの活動と両立していきましょう。

5 男女の生涯にわたる健康の確保

男女の身体の違いを正しく認識し、互いを尊重しましょう。なかでも女性の身体の特性については十分に配慮し、生涯を通じて、肉体的にも精神的にも健康であることをめざしましょう。

6 世界的視野の下での男女共同参画

男女共同参画の推進は、世界的な視野に立ち、世界女性会議、女子差別撤廃条約などの動きをとらえ、国際的な連携・協力のもとに進めましょう。

7 市、市民及び事業者の協働

男女共同参画を推進するため、市、市民、事業者それぞれがその役割を果たし、互いに尊重した対等なパートナーとして協働していきましょう。

施策の方向

社会制度や慣習を見直す意識啓発

女性と男性が互いの人格を尊重し、一人ひとりの個性や能力を

揮することができる男女共同参画社会を実現するため、職場、学校、家庭、地域などあらゆる場や機会を通じて、意識の啓発活動を推進

するとともに、地域における指導者の育成を図ります。

男女共同参画の環境整備

男女が共に育児休業や介護休業を取得しやすい職場環境の整備を促進します。また、各種審議会等委員に女性の参画を促進します。

女性の多様な能力の活用

女性が自らの意思によって社会

のあらゆる分野に参画し、多様な能力を発揮できる機会を充実させるなど、女性のチャレンジを支援する施策の充実に努めます。

また、日本女性会議を本市で開催するなど、男女共同参画の一層の推進を図ります。



市民に期待する役割

- * 男女共同参画の実現を自らの課題として捉え、主体的に取り組む。
- * コミュニティ活動に男女ともに参画できるよう内容を工夫する。
- * 事業者は、男女ともに働きやすい環境づくりに努める。

総合計画事業概要

事業名	平成18年度末現況	事業の概要(19~23年度)
男女共同参画プランの推進	富山市男女共同参画プランの策定	富山市男女共同参画プランの推進
日本女性会議の開催	日本女性会議2008とやま実行委員会の設立	日本女性会議2008とやまの開催



「男女がともに輝いて生きる社会」をめざして

～富山市男女共同参画推進条例が施行されました～

今年4月1日に、これからの富山市がめざす男女共同参画社会の実現に向けた新しい条例が施行されました。この条例は、市や市民、事業者、教育関係者の皆さんが一体となって、男女がともに輝いて生き生きとした社会を積極的に取り組んでいくための柱となるものです。今春では、条例の内容を正確にいただくために、その基本となる理念を中心に広くお伝えいたします。

その前に…

●なぜ男女共同参画の推進が必要なの？

平成17年に施行された男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会とは「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が平等に社会的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会」と定義されています。

現在の我が国の現状はというと、男女とも等しく尊厳の機会が確保され、能力がいかにもつかからず、既婚の妻や企業等で専断的な地位にいる女性や男性と比べて、市民における各種社会的役割を担う機会が少なく、家庭においても「男は仕事、女は家庭」という固定的な役割分担意識が根付いている傾向にあるなど、基本法に定められている「男女共同参画社会」の実現にはまだまだ多くの取り組みが必要とされています。

●なぜ、条例が必要なの？

富山市もこれらの傾向があり、一部の男女共同参画推進を促すために、市としてのめざすべき方向性を示すための法的規制(条例の制定)が必要となります。

この条例の目的は、富山市民は「男女がいずれもその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いながら、性別にかかわらず、その性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の実現をめざす」となっています。

次に、新しい基本理念や、市、市民、事業者、教育関係者の皆さんに取り組んでいただきたい責務を掲げ、市をあげて「男女共同参画社会」の実現に取り組んでいくための柱としての役割をこの条例が担っているのです。

1. 男女の人格の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじましょう。性別による差別的な取扱いを受けなく、一人ひとりの能力を発揮できる機会を確保していきましょう。

DV(パートナー間の暴力的行為)被害の状況

被害者	被害経験あり	被害経験なし
男性	28.7	69.7
女性	24.8	66.4

資料：平成17年度富山市男女共同参画社会に関する市民意識調査

2. 社会制度又は慣行についての配慮

「男は仕事、女は家庭」というような固定的な役割などにより、進路や職業など、活動の選択の権が狭められることのないよう、社会の制度や慣行について考えましょう。

「夫以外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方のについて

年代	同意	同意しない
20代	69.1	27.8
30代	61.6	35.1
40代	46.9	48.9
50代	34.6	57.1
60代	22.2	68.2

全富市市民意識調査の結果

「夫以外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方のについて

年代	同意	同意しない
20代	31.7	68.1
30代	34.9	65.1
40代	22.1	77.9
50代	18.8	81.2
60代	10.8	89.2

資料：平成17年度富山市男女共同参画社会に関する市民意識調査

全富市市民意識調査の結果

「夫以外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方のについて

年代	同意	同意しない
20代	31.7	68.1
30代	34.9	65.1
40代	22.1	77.9
50代	18.8	81.2
60代	10.8	89.2

資料：平成17年度富山市男女共同参画社会に関する市民意識調査

新しい富山を創る協働のまち

施策1 職員の意識改革と組織の活性化 -2-1



現状と課題

平成17年4月の合併により誕生した本市では、職員数の適正化を図りながら、複雑多様化する行政需要に迅速かつ適切に対応できる職員の育成が必要となっています。

「富山市人材育成基本方針」に示す「めざすべき職員像」

全体の奉仕者としての自覚のもと、高い倫理観と強い使命感を持ち、公正・公平な行政執行に努めるとともに、親切で丁寧な対応と迅速な行動により、市民から信頼される職員
常に問題意識を持って、市民の立場を理解し、情報を積極的に提供し、市民と共に考え、市民と協働して課題解決に取り組む職員

時代の変化を捉え、複雑・高度化する行政課題に的確に対応できる専門性や政策形成能力を持つ職員

前例踏襲に陥ることなく創造性・柔軟性を発揮しながら、積極・果敢に新たな課題にチャレンジする職員

簡素で効率的な行政を実現するためのコスト意識やスピード感を持って、組織を運営する職員



施策の方向

多様な行政ニーズに対応できる
職員の育成

多様な行政ニーズに対応できるよう、職員のまちづくりへの意欲と能力を高めるため、富山市人材育成基本方針に基づき、職員研修、職場運営、人事管理が相互に連携する「人材育成システム」を整備し、市民から信頼される職員の育成に全庁的に取り組みます。

特に、職員の意識改革と職務能力の向上を図るため、職員を民間企業や他の行政機関へ派遣するなど、研修内容の充実を図ります。

職員の地域への参画

職員も地域社会の一員であるという意識を持ち、地域の活動に積極的に参画し、より良いコミュニティづくりを進めるよう、意識の啓発に努めます。

施策2 計画的で効率的な 行財政運営の推進 -2-2



現状と課題

税収や地方交付税などの一般財源の歳入の伸びが期待できない中、公債費¹や扶助費などの義務的経費の増加が見込まれており、今後も厳しい財政運営が続くものと予想されます。

このため、職員数の適正化や組織のスリム化などに努めるとともに、効果を重視した財源の配分などにより、健全で効率的な行財政運営に努める必要があります。

また、民間事業者のノウハウの導入などによる市民サービスの向上や施設の効果的・効率的な管理運営を目指した指定管理者制度の推進など、民間活力の活用を図っていく必要があります。

富山市職員数（H18.4.1現在）

（人）

部局別	職員定数	総数		
		総数	男	女
市長事務部局	3,197	3,103	1,422	1,681
上下水道局	217	212	190	22
議会事務局	21	21	17	4
選挙管理委員会事務局	6	6	5	1
監査委員事務局	8	8	7	1
教育委員会事務局	685	660	233	427
農業委員会事務局	14	11	8	3
消防局	474	436	430	6
総数	4,622	4,457	2,312	2,145

¹ 公債費 市町村の借入金（資金調達のために負担した債務）の償還に必要な元金及び利子。

目標とする指標

指標とその説明	基準数値（年度等）	23年度目標数値	目標設定の考え方
人口一人あたりの市職員数 人口一人当たりの特別職、再任用職員を除く正規職員数	106.3人 (18年度)	101.6人	「定員適正化計画」(平成18年度より5年間で職員数約230人減)に基づく指標。

施策の方向

健全財政の維持

市税等の一般財源を確保するとともに、予算の重点的かつ効率的な配分に努めます。

また、行政運営が、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)のサイクルにより推進されるシステムの構築を図るとともに、事務事業全般について、常に費用対効果を検証し、必要なものについては計画等の見直しを図ります。

スリムな行政組織の構築等

社会経済情勢の変化や新たな行政課題に迅速かつ的確に対応することができる組織づくりに努めます。

また、定員適正化計画に基づき、計画的な職員数の削減を図りなが

ら、各種行政サービスを低下させることなく、スリムでわかりやすい行政組織の構築に努めます。

民間委託など民間活力の活用手法の推進

行政が担うべき役割と責任を十分に見極めながら、効率的で質の高いサービスを提供するため、各種事務事業や公共施設などの管理について、民間委託や民営化、PFI方式などの活用を推進するとともに、指定管理者制度や地域団体との協働による管理手法などの導入を推進します。

遊休財産の活用

公有財産のうち、利用されていない未利用地や施設については、売却による処分や有効活用の方策を検討します。

施策3 開かれた行政の確立 -2-3



現状と課題

市民と行政の協働によるまちづくりを実現するためには、行政情報を積極的に公開することにより市民との情報の共有化を図り、市民との意見交換の場を創出していくことが大切です。

このため、広報紙、インターネット、報道機関などにより市政情報を発信するとともに、市政運営について多くの市民の意見を聞き、施策に反映させる取り組みが重要になっています。

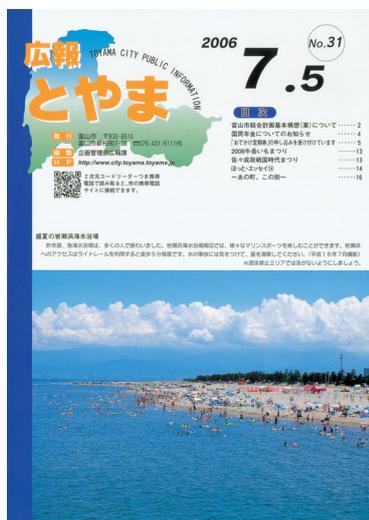
タウンミーティング開催状況 (回)

年度	回数	タウンミーティング	
		テーマ別	地域別
平成17年度	14	3	11

出前講座の開催状況

区分	平成16年度	平成17年度
講座メニュー数	110講座	110講座
実施講座数	289講座	432講座
受講者数	10,335人	15,544人

*16年度は、旧富山市の数値



施策の方向

パブリックコメント²などの充実

各種計画などの策定過程において、広く市民に案を公表し、市民からの意見を募集し、提出された意見を参考にしながら計画等を決定することにより、市政に対する市民の理解と参画を促進します。

また、市民意識調査などの実施により、市民の満足度などの把握に努めます。

市民との意見交換の機会の充実

市民に市の施策等を説明し、意見を交換するため、出前講座やタウンミーティングをはじめとしたさまざまな機会の充実に努めます。

また、地域住民に身近な窓口で

ある総合行政センターや地区センターの機能強化を図り、地域における意見などを市政に反映できるよう地域住民との緊密な関係の構築に努めます。

広報紙等による情報提供の充実

市政情報をわかりやすく提供するため、広報紙面を充実するとともに、各種媒体を活用した情報提供に努めます。

公文書等の保存と公開

歴史資料として重要な公文書等を保存し、市民共有の記録として後世に伝えるとともに、広く市民の閲覧に供することにより、開かれた行政を推進します。

²パブリックコメント 計画などの策定過程の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的に、計画などの策定段階において、広く市民に対して計画案などを公表し、それに対して提出された意見・情報を考慮して行政の意思決定を行う方法。

市民に期待する役割

- * 市政情報や市役所出前講座等を活用し、まちづくりに
ついて考える。
- * パブリックコメント等で意見を提案する。
- * タウンミーティング等に参加する。

総合計画事業概要

事業名	平成18年度末現況	事業の概要(19～23年度)
タウンミーティング開催事業	地域別、テーマ別タウンミーティングの開催	事業の継続実施

施策4 情報化の推進 -2-4



現状と課題

高度情報化社会は引き続き進展しており、インターネットを始めとしたICT³（情報通信技術）は市民生活に欠くことのできないものとなっています。

本市ではこれまで、職員へのパソコンの配備や高速ネットワークの構築などによって整備した情報通信基盤の活用により、ホームページを介した迅速な行政情報の提供や各種情報システムの活用による市民サービスの向上、行政事務の効率化などにおいて一定の成果をあげてきました。

しかし、更に満足度の高い市民サービスの提供や各情報システムの開発・運用経費の増大化の抑制、情報セキュリティ⁴対策の強化などに取り組む必要があります。

目標とする指標

指標とその説明	基準数値（年度等）	23年度目標数値	目標設定の考え方
市ホームページアクセス数 市ホームページの年間延べアクセス数	430万回 (18年度)	500万回	電子申請など行政手続のオンライン化(ホームページからアクセス)により、毎年10万~15万件の増加を目指す。

施策の方向

電子自治体の推進

ICTを活用した満足度の高い市民サービスの提供と、効率的な電子市役所の実現に向けて、市民が行政に参画し市民と行政の協働を促進するシステムの検討や、電子申請などの、市民が便利だと実感できる行政サービスを拡充するなど、「電子自治体の構築」を推進します。

情報システムの最適化

情報システムの開発や改修時のシステム評価の方法を見直し、情

報システム開発等経費の適正化を図り、最小の経費で最大の効果をあげる効率的な電子市役所を実現します。

情報セキュリティ対策

電子自治体化への移行や、誰もが場所と時間を問わず情報サービスを利用することができる「ユビキタスネット社会⁵」の進展に伴い、今後ますます重要になってくる情報セキュリティのさらなる強化に努め、安全性・信頼性の確保を図ります。

3 ICT 情報(通信)技術。情報通信技術からその応用利用場面まで広く使用され、コンピュータやインターネットの進化と広がり、工学的技術から企業経営、人文・社会科学、コミュニケーションまでその応用範囲を広げている技術・手法を総称するという(Information (and Communication) Technology)。

4 情報セキュリティ 不正アクセスやデータの改ざんなどからコンピューター内の個人情報などの電子情報を守ること。

5 ユビキタスネット社会 情報通信技術を利用し、誰もが、いつでも、どこでも、サービスを受けたり、情報をやり取りしたりできる社会。

市民に期待する役割

- * パソコン講習会を受講するなど、パソコンの操作を習得する。
- * インターネットなどのICT（情報通信技術）を積極的に利活用する。

総合計画事業概要

事業名	平成18年度末現況	事業の概要(19～23年度)
電子入札システム事業	一部運用開始	平成20年度末までに全面運用
ICT(情報通信技術)活用による行政事務の効率化・高度化事業	新・全庁型地図情報システム ⁶ の運用 電子決裁、文書管理システム等の導入の検討	全市域の地形図等の基図の整備 電子決裁、文書管理システムの本格導入の検討

6 地図情報システム 地理的位置や空間に関する情報をもった自然、社会、経済等の属性データを統合的に処理、管理、分析し、その結果を表示するシステム。これにより、電子地図をベースに様々な地理的情報（都市計画、防災計画、環境保全などに関する情報等）を重ね合わせ、より迅速、正確、高度な処理をすることができる。

施策5 地方分権・広域行政への対応 -2-5



現状と課題

住民ニーズは時代とともに多様化しており、全国統一的な基準に基づいて、すべての市町村が画一的な行政を進めるだけでは、ニーズに的確に対応することが困難となっています。

このため、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が自主性や自律性を高め、地域の実情に即したまちづくりを行うため、地方分権を推進する必要があります。

また、本市では、近隣の市町村と共同で富山地区広域圏事務組合を設置し、ごみ処理などの業務を行いながら圏域の一体的な発展に努めています。さらに、平成20年4月の後期高齢者医療制度の創設に備え、県内市町村で構成する広域連合による準備が進められています。

今後は、必要に応じて行政サービス体制の広域化を推進する必要があります。



施策の方向

地方分権への対応

分権改革により拡大した権限に基づき、主体的に政策を立案し、高度で多様な行政サービスの提供に努めるなど、地方分権の進展に対応した行政体制の確立を目指します。

また、今後の分権改革に対応するため、全国市長会などとの連携強化を図り、行政能力の向上のための調査や研究を進めます。

広域行政の推進

富山地区広域圏の総合的な発展

に努めるとともに、福祉や消防・防災などの分野において多様化する行政需要に対応するため、広域的な連携を図ります。

県との連携等の推進

広域的な行政を担う県と住民の身近な基礎自治体である市では、それぞれの果たす役割が異なることから、役割分担を明確にするとともに、住民の利便性の向上や地域の活性化を図るため、連携強化に努めます。

市民に期待する役割

*** 地域の行政は、地域の住民が自分たちで決定し、その責任も自分たちが負うという意識を持つ。**